

教育と裁判との一焦点（二・完）

——旭ヶ丘中學事件第一審判決の批判を中心として——

加藤正男

一 まえがき

二 三教員の懲戒免職處分をめぐつて

1 委員會は公開だつたか

2 懲戒免職の取消しと「公共の福祉」（以上本誌前號）

三 三教員の轉任處分をめぐつて

1 教育長の專斷は合法か

(イ) 校長はどんな内申をしたか

(ロ) 校長は内申を撤回しなかつたか

2 教育の政治的「中立性」をめぐつて

(イ) 證言を信用しない裁判

(ロ) 「偏向」教育の問題をめぐつて

(ハ) 旭ヶ丘の政治問題

四 あとがき

1 旭ヶ丘裁判にあらわれた論點以外の二・三の法律問題

(イ) 「休校宣言」について

(ロ) 「地下」にもぐつた市教委側

(3) 「二つの學校」をめぐつて

2 その後の旭ヶ丘

三 教員の轉任處分をめぐつて

1 教育長の専斷は合法か

(イ) 校長はどんな内申をしたか

旭ヶ丘中學事件當時の京都市教育長不破氏は、問題の三教員の轉任處分を、自分の専斷で、つまり市教育委員會の議決を経ないで、勝手に決めてしまつてゐる。このような處分の効力はどうか。判決では、まずその點が問題になつてゐる。わたくしも、この問題から考えてみよう。

そもそも、教員の轉任處分の權限は、果して教育長にあるのだろうか。教育委員會法四九條五號によれば、教員の人事に關する事務は、教育委員會がおこなうことになつてゐる。また、同法六七條一項および六六條一項にしたがうと、教員の任免・懲戒その他の事項については、同法と教育公務員特例法とに別段の定めがあるものを除き、地方公務員法が適用されることと定められてゐる。そこで、公務員法一七條一項によると、教員の任免は、採用・昇任・降任または轉任のどれか一つの方法によるべきことが規定されており、委員會法や特例法には、この點について別段の定めがない。だから、教員の任免に關する事項については、地方公務員法の規定が適用されることになる。そうすると、委員會法にいわゆる「任免」には、右の採用・昇任・降任および轉任が含まれてゐるものと解すべきである。したがつて教員の轉任處分の權限は、教育長ではなく、教育委員會にあるものといわなければならない。もつとも、委員會法五二條の一および京都市教育委員會通則一二條一項によると、人事異動に關する事務は、教育長に委任されている。しかし、通則同項一七號にしたがえば、「異例に屬するもの、または規定の解釋上疑義があるもの、もしく

は特に重要なもの」は、右の教育長の代決事項から除外されている。つまり、それらについては、教育長は、獨斷ではなく、教育委員會の議決を経て、轉任處分を、おこなわなければならないのである。

ところで、旭ヶ丘中學の三教員の轉任處分は、右の「異例に屬するもの」ではなかつただろうか。これが次の問題である。ところは、普通の教員の轉任では、慣例として、その發令前に、校長が、その本人の希望を尊重して、教育長に内申を出し、これにもとづいて、教育長が轉任を内定し、これを本人に内示して、本人の異議申立ての機會を與えているからである。ところが、旭ヶ丘の三教員の轉任處分の基礎になつた當時のH校長の内申は、どんなものだつたろうか。

(a) 證據のない中傷の内申

まず、H校長は、どんなよりどころの上に立つて、教育長えの内申を出したかといふことが、問題になるだろう。この點について、京都市教委側は、裁判所で次のように答えている。

『H校長は、旭ヶ丘中學校の教員の中に校長の無力化を策謀する者があつて、平素から民主化の名をかり、ややもすれば、校長の存在を無視し、校長の權限を無力化する事實を見受けていたのであるが、原告山本が、静岡市で開かれた第三回全國教育研究大會（教研大會）において、發表したいわゆる山本論文の中に、「職制上における校長の無力化を圖る云々」という意味のことを書いていたこと、原告寺島が教研大會へ、校長に無断で出張したこと、原告山本・同寺島が、生徒會顧問として生徒を指導するに當たり重要な教育上の問題についても校長に何等の相談もせず實施したこと、及び原告北小路が教頭として校長補佐の要職にありながら校長無力化の方へ一路推進して來たこと等によつて、その心證をえたので……轉任の内申をした』と。

そこで、次に、この市教委側の陳述について考えてみよう。それは、まず、一般的に、『校長は……校長の無力化を策謀する者があつて……校長の權限を無力化する事實を見受けていた』といふのであるが、この陳述は、校長側の單なる主觀を表現したものにすぎず、その證據としての事實は何一つ挙げていないのである。具體的な問題に移らう。

第一に、北小路氏に關してであるが、同氏が、『校長無力化「を」推進した』という點に關しても、市教委側は、何ら證據を擧げることができない。ただ、H校長が、京都市人事委員會で、

『北小路先生は、校長の意圖よりも、組合員としての班員の意向を尊重する。』

とのべてゐるにすぎない。しかし、教員組合の一班員である北小路氏が、同じ仲間としての『班員の意向』を尊重するのは、當然きわまることである。班員の意向を無視するようなことこそ、むしろ許されないのであるまいか。校長だつて、多數弱者としての班員の意向を尊重しても、悪くはないはずだ。三教員側の準備書面によれば、次のような事實もみとめられる（これは次にふれる寺島氏の件にも關係する）。昭和二八年四月、北小路氏が旭ヶ丘の教頭の勤務についた最初の職員會で、校長は、全教職員に向つて、

『先生方の出張・缺勤・早退については、一々私に断つてもらわなくとも、教頭の北小路君にまで言つてもらつた方がうござ。』
とハツキリ言明した。それ以來、旭ヶ丘の全教職員は、いつも届出書とづつしょに北小路氏に届けでて、北小路氏から校長にそのことを傳えて了解を得、その都度解決してきた。

『このことは當時のどの教員について聞いていただいても間違ひはありません。』

と準備書面にはのべられているのである。なお、市教委側は、裁判所においてではなく、人事委員會などにおいてであるが、

『北小路氏が、「昭和二八年」四月九日に事前に學校長の許可を受けずにみだりに任地を離れて、東京に赴いた。』

など、のべてゐる。しかし、裁判所における三教員側の陳述によれば、北小路氏は、その新任校とされていた二條中學の校長の許可は、轉任處分そのものが違法なものと考えていたから、受けてはいながら、旭ヶ丘中學の新任校長とつたK氏からは、事前の許可をえていた。また、東京に行つたというのは、「教育一立法」の審議資料として、當時の自由黨政府が國會に提出した「偏向教育の事例」の調査に關して、證人として出席せよ、という參議院文部委員會

からの命令をうけたためである。市教委側が、このようなことを『校長の無力化』云々といふのならば、それは、當らざるもはなはだしいといわなければならない。

第二に、寺島氏の「無断出張」に關する、市教委側の陳述にふれてみよう。この點は、先に北小路氏の件のところで書いたことのほか、準備書面では、次のようにのべられている。まず、寺島氏によれば、同氏の教研大會えの出張といふのは、中學教員組合の緊急要請によつて、いつものとおり、北小路氏に届け出て行つたことである。また、北小路氏にしたがえば、その時は、平常どおりの手續をし、夜七時半だつたので、その翌朝、校長にそのことを傳え、校長の了解をすましたといふ。市教委側が、それをいまさらのように取りあげたのは、どういうわけであらうか。

第三に、いわゆる「山本論文」問題は、どうだらうか。「旭ヶ丘の平和教育」と題するこの「山本論文」で問題とされた點は、山本氏らが、「職制の無力化と校長の民主的成長」という見出しへ、きわめて簡単に『旭ヶ丘中學校では職制が無意と化し、校長も又自らの階級的立場を自覺しなじめた。』と書いたことを指してゐる。だいたい、旭ヶ丘の教員たちが、「職制の無力化」といふのは、京都市人事委における口頭審理調書によれば、「職制の權限を振りまわして、獨裁的な學校運營をするのではなく、何事も全職員にはかり、その總意によつて學校運營を進めていく、とうきわめて民主的な校長として、その職責を果すこと』を意味している。そしてH校長も、こういう校長になつたことを喜んで論文中に發表していたものであるといふ。それにもましてたいせつなことは、論文の發表は、憲法で保障された研究や言論の自由の中に含まれているはずだといふ點ではなかろうか。

さらに、寺島・山本兩氏による生徒會指導についての、市教委側の陳述はどうであらうか。準備書面によれば、兩氏の指導のもとで、生徒會の民主主義を形式化せず、そして具體的な生徒の要求をとりあげて、生徒全部の樂しい生徒會に成長させてきたのであるといふ。また、「生徒會指導」に關する市教委側の陳述には、やはり何一つ證據がない。ただH校長が、人事委で、

『生徒會保護法なるものが、顧問（寺島先生）から上提されたが、校長に相談すべきである。』

とのべてくるくらゐのものである。しかし、この生徒會保護法は、人事委の判定書によれば、『生徒會顧問會の活動は、適宜、職員會あるいは報告會をもつて、わかりやすく報告する。生徒會の根本的重大問題の處理は、企畫委員會、職員會にかける』といふ決定にもとづき、昭和二八年一月一三日の職員會で、校長出席のもとに、討議・制定されたものである。だから、市教委側の『校長に何ら相談せず』という陳述も、間違つてゐるといわなければならぬ。しかも、ヨリたいせつなことは、右の生徒會保護法は生徒會活動の活潑化と生徒の民主的成長を目的としているという點である。そして、旭ヶ丘の生徒會や生徒がどんなにシッカリしたものであるかということは、わたくしも隨所で指摘するところである。

右で考えてきたように、H校長は、公正ではなく、まつたく一方的に「偏向」した、しかも何ら證據のない中傷の申告を教育長に出している。最近の有名な裁判、とくに刑事裁判では、「世にも不思議な物語」・松川裁判や、正木ひろし著『裁判官』にあらわれた八海裁判などをはじめとして、「假定と可能性の裁判」、「證據のない裁判」ということが、一つの大きな特色となつてゐる。

その特色的ホンの一つの例をあげてみよう。松川死刑裁判では、どうもんによる「赤間自白」が決定的なよりどころとなつている。そして、この赤間自白のうちでも、いちばん、事件の核心にふれた問題として、昭和二四年八月一五日に、本田・高橋・蛭川などの六被告が、列車てんぶくの共同謀議をした、というところがある。赤間被告は、はじめのうちこそ六人の名前をあげていたのであるが、同年一〇月一日の検察官調書では、高橋・蛭川兩被告については、彼らがいたかどうか断定できない、とのべてゐる。しかも、翌日、一〇月二日附の裁判官調書には、あいかわらず六人がいたことになつてゐる。なぜ赤間自白が變更され、二人の被告が「幽靈」になつてゐるのであろうか。兩被告にアリバイが成立したからである。こんな證據のないアイマインことで死刑にされるのでは、いくら「兎悪」な被告といつても、死んでも浮かばれまい。

「證據のない裁判」。民事裁判である旭ヶ丘事件第一審判決では、右の刑事裁判で裁判官や検察や警察が果した役割を、校長ないしは市教委側が果しているのである。

(b) 校長は三教員の希望を尊重して内申を出したか

普通の教員の轉任では、前述のとおり、校長が、本人の希望を尊重して、教育長に内申を出さなければならぬことになつてゐる。ところで、旭ヶ丘のH校長は、三教員の希望を尊重して内申を出したであらうか。これが次の問題である。この點については、旭ヶ丘判決も、

『本件轉補處分が原告等の意思に反する内申に基くものであることが明らかであり、……校長が原告等をその意思に反しても轉任させなければならないと考えた理由が、……薄弱である。』

と判断せざるをえなくなつてゐる。この判決が確定した事實によれば、H校長は、旭ヶ丘の教員の轉任に關する内申のうち、三教員以外については、その期限であつた昭和二九年二月二十五日までに内申を出した。これで、普通の内申は終つたはずである。それにもかかわらず、三教員に關しては、同年三月二二日になつて、しかも市教委の人事主事から、「三教員の轉任先が大體きまつたから會つてくれ」という電話があつた直後に、内申を出してゐる。また、準備書面によると、校長は、三月一三日には山本氏に對して、また同二一日には北小路・寺島兩氏に對して、それぞれ轉任の勧告をした。三教員側は、

『校長先生も、私たちも、さらに考へることにしましよう、といつて別れた。』

といふ。この御都合主義の校長は、三月一三日の朝、さらに三教員を宿直室に呼んで、

『實は、昨日、主事から催促があつて、市教委へ行き、三人の先生には無斷で、もちろん三人の先生が反対することはわかつてゐたが、校長として仕方がなかつたので、轉任内申を出して來た。私も辭表を出して來たから、どうぞ了解してほしい。』

といつた。これに對して、三教員側は、

『先生「校長」と一昨日もつとどちらも考えておくことにして別れたりで、それ以後、先生と何も話しあっていないのに、一方的に勝手に内申されたことについては、納得がいきません。』

と答えた。ところで、丘校長は、市教委のチンピラ・ボスたちとどんな話しあいをしたのであろうか。確實な資料の傳えるところによれば、市教委福原委員長は、校長に對し、「三教員を轉任させないなら首を切る」とおどして、内申を出させたという。人事委での校長自身の陳述によれば、校長もまた、形式的に辭表を出し（そこには「論功行賞」の可能性も残る）、「轉任せなければ、後任の校長になり手がない」旨の内申を出している。

要するに、校長は、三教員の希望を尊重するといふ當然きわまることをしないで、逆にその希望にまつたく反して内申を出したことがあきらかである。校長が尊重したのは、同僚や生徒の希望ではなく、市教委側の希望だつたのである。このような點について、旭ヶ丘判決は、

『本人の希望を尊重することは、本人の意思に反してはならないということではないと解せられ[る]。』

とのべてくる。この「解釋」は、再軍備論者の「軍備することは戦争することではない」という「解釋」と同斷で、まつたくタワイのない詭辯にほかならぬ。「悪しき概念法學」の典型ともいふべきか。判決は、つづいて、
『本人の意思に反する内申に基く轉補處分も、數は少いが、通常行われていて認められ、ほかにこれを左右するにたる證據がないのであるから、この「三教員側の意思に反した」という主張は理由がないものといわねばならない。』

とのべてくる。しかし、その認定は、一條・四條および柳池の三中學（三教員の新任豫定校）の三校長による證言をまつたく無視したものであつて、不當きわまるものといわざるをえない。三教員側の主張には十二分の理由がある。

市教委側は、公的には、校長の内申にあたつて、「三教員の轉任が定期的人事異動の一環にすぎない」、ときれいだと繰りかえしている。もしそうだとするならば、なぜ三教員の希望に反し、その異議申立てを拒否してまで、轉任處分を强行しようとしたのか、わからなくなってしまう。三教員の轉任處分は、その希望に反した中傷の内申にもと

づいたものであつて、いわゆる「異例に屬する」違法なものといわなければならぬ。それだけではなく、この轉任處分は、右のような内申を基礎として、教育長が、専斷で決めたという意味でも、違法なものというほかはない。

(口) 校長は内申を撤回しなかつたか

旭ヶ丘裁判では、次に、H校長が、三教員の轉任の内申を撤回したかどうかといふことが、問題にされてゐる。判決は、『校長が内申を撤回したことことが認められない』といふ。しかし、他の個所では『校長が原告等の内申を撤回する旨言明したことがある』と判示してゐる。同じ判決文の中で、いつたまればどうしたことであろうか。それはとにかくとしても、正確な資料の教えるところにしたがえば、校長は、旭ヶ丘の生徒・卒業生・教員たちに對し、内申の撤回を約束したことがあきらかである。生徒らは、感激し、涙のうちに校歌を唱つた。校長もまた、生徒とかたま握手をかわした。それなのに、人事委員会で、辯護士から、そのときの心境を聞いたされた校長は、あのときにも撤回の氣持はなかつたと答え、さらに追及されて、握手したときの自分の氣持とは食いちがつていたと告白している。御都合主義者の面目躍如たるものがあるではないか。この校長は、三教員の轉任の内申は撤回するが、自分の辭表は撤回しないと誓つたその翌々日には、三教員と自分の辭令とをもつて學校に出てきたのである。法的にはそれでよいといふのかもしない。たゞそだとしても、教育者としての倫理は、果してこれですむであるか。ここで、校長による轉任の内申あるいは内申の撤回が、實質的には、何を意味するかということについての、裁判所での市川證言を引用しておこう。

『〔昭和二九年〕三月三一日の組合交渉の際、組合側が、不破教育長に對し、「校長が内申書を撤回したら、三教員の轉任は見合せるか」とことをたづねたら、不破教育長は、「その場合でも轉任發令を斷行する」と答えたと聞きますから、必らずしも校長の轉任内申は必要ないのかもしません。』

法的には、重要な意義をもつ内申やその撤回も、教育長側にとつては、ナンセンスにすぎなかつた。この教育長は、

御都合主義の校長や、血のめぐりの悪い教育委員長をかくれミノとして、違法なワン・マンぶりを發揮したのである。小狸の化けの皮がはがれたのだ。

2 教育の政治的「中立性」をめぐつて

(1) 證言を信用しない裁判

旭ヶ丘中學事件は、いわゆる「偏向」教育の典型的な事例の一つであり、稀代の悪法、「教育の政治的中立確保法」を含む教育二立法を成立させる一動機となつたものもある。だから、教育の政治的「中立性」または「偏向」ということは、旭ヶ丘事件の核心でなければならぬ。三教員側は、このような問題について、

『本件轉補處分は、……不破教育長が、自由黨員である被告福原委員長の政治的壓力に屈して、原告等がいわゆる偏向教育をしたとの無根の事實を理由とする政治的左遷人事であつて、通常の定期的教員異動に名をかりた政黨による教育の不當な支配によるものである。』

と主張している。この點についても、裁判所における市川氏の情理を盡した證言がある。次に、これを紹介しておこう。――

市川證言によれば、昭和二八年一一月二三日の市長公舎で開かれた二〇日會「婦人「ボス」による高山京都市長後援會」において、旭ヶ丘の教育問題が論ぜられた。その際、會員から市教委に對して、旭ヶ丘の三教員をさして、「あのような教員がいては、子供を學校へやることができない」と、その善處かたが要望された。これに對して、福原委員長と不破教育長は、「三教員については、今度の定期異動に際して考慮する。あなたがたの團結の力に待つ。そのような教員は懲戒免職にする」と答えた。福原委員長は、二〇日會からの歸り道の自動車の中でも、その會員ら二名に對し「そのような教員は懲戒免職にする」とのべた、とさう。旭ヶ丘判決は、この市川證言に對して、

『この供述は、同證人〔市川氏〕が他から傳聞したものであるうえに、同證人の意見も混つているので、これだけでは福原委員長

がそのようなことを云つたということが確認できない。』

としている。しかし「證言」をしたのは、單に市川氏だけではない。一〇日會に同席していた婦人からも、右の事實が、旭ヶ丘父兄會の副會長に對して、告白されているのである。

また、市川證言によれば、同年一二月一五日、旭ヶ丘の一部「父兄」が、市教委に對し、旭ヶ丘で「偏向」教育がおこなわれているとすることをのべ、その善處かたを陳情した。この時、福原委員長は、「憂慮にたえない、結果によつては斷乎處分をする」といつた。市川氏は、

『私は、その席に列席してゐたので、しつていてる。』

と證言している。その頃、福原委員長は、公の席上でも、これと同じようなことをのべたといふ。この市川證言に對しても判決は、『この供述は……にわかつに信用することができない。……確認できない』とのべてゐる。しかし、一二月一五日の會合には、旭ヶ丘のH校長とT教諭も、傍聽し、歸校後、T教諭が、手帳のメモを見ながら旭ヶ丘の全教職員に報告し、校長もこれを肯定しているのである。

さらに市川證言によれば、昭和二九年三月三〇日、銅鉈校で校長異動の協議會があつたとき、不破教育長は、市川氏に對して、『大將軍中學のI教頭の轉任問題につき、福原委員長が、「首にかけてもかえる」といつてゐるから、どうにもならない』と耳うちした。そのとき、市川氏は、大將軍問題と同じように、旭ヶ丘問題にも、政治的意圖があるナと思つた、といふ。判決は、この證言をも『信用することができない』とのべてゐる。そして、――

『これらを綜合して考えると不審な點があるようにも思われるが、これだけでは本件轉補處分が、原告等が……主張するようなものであるとのことを認定することができない』

としうのが、裁判所の結論である。

ここで、旭ヶ丘事件の事實の認定に關する裁判所の態度が問題になると思う。確信に満ちた市川證言に對しても、

判決は、「確認できない」、「信用することができない」の一點張りで、一蹴し去つてゐる。これは、日本の教育にとっては、怖るべきことである。こと教育に關する事實について、良心的な教育者・學者だと定評がある人の證言を信用しないのならば、いつたい何を信用するところであろうか。『市教委のやることにまちがいはない』と斷言するような不破證言などは信用するのであらうか。最近の有名な刑事裁判では、被告に少しでも有利な證言は、ほとんど採用されず、反対に少しでも不利なものは、見のがさず取りあげられていることが、その特色の一つになつてゐる。

そのような特色的一つの例をあげてみよう。「證據のない裁判」として特色づけられる松川裁判でも、「高橋被告が、昭和二十四年八月一六日の、列車てんぶくという實行行爲に參加した」とされている。これに對しては、高橋被告の夫人は、「その日の夜、自分が赤ん坊のおむつを三回とりかえたときにも夫は寝ており云々」、つまり夫が一晩中外出しなかつた、というアリバイ證言をしている。この夫人の證言を、松川判決は、第一・第二審ともに、採用していないのである。これはいつたいどういうわけであるか。家庭内の夫の行動について、妻の證言を信用しないのならば、いつたい何を信用したらよいのか。しかも、判決は、「妻であるがゆえに信用しないのだ」という。こうたると、われわれは、多くの人々にアリバイ證言をしてもらうため、たえず血眼で氣をくばつていなければならなくなるであろう。夏なお魂が凍る思いである。

旭ヶ丘裁判は、民事裁判ではあるが、「被告」と原告といふことばを入れかえるならば、右の本文でのべた刑事裁判の特色の例外には決してならない。證言を信用しない裁判、良心的な教育者の證言を信用しない教育裁判——これが旭ヶ丘裁判的一大特色である。

しかし、さすがに「疑い深い」旭ヶ丘の裁判官も、次のような事實は認めざるをえない。——二八年一一月一二日の一〇日會で、旭ヶ丘の教育が問題になり、その席上に福原委員長がいたこと、同年一一月一五日にM氏「父兄」ボスの人らが旭ヶ丘で「偏向」教育のおこなわれていることを陳情をしたので、市教委が指導主事らに調査させたこと、不破教育長が市教委にはかつて同中學の教育の運營が適切でないと勧告をしたこと、當時、教育一立法の審議がおこなわ

れ、旭ヶ丘問題が大きく取りあげられていたこと、福原委員長が「偏向教育の事例」の関係者として證人喚問をうけたこと——等々の事實は、旭ヶ丘判決の中でも確定されている。このような事實には、少くとも次の二つの問題が含まれている。まず第一の問題は、三教員の轉任處分が、その「偏向」教育ということを理由にしたのではないか、という問題であり、第一は、その轉任處分と「偏向」教育の問題とが、何らかの政治的意圖から出たのではないか、という問題である。

(口) 「偏向」教育の問題をめぐつて

まず、「偏向」教育の問題について、考えてみよう。この點につき、「正直」な京都市教委福原委員長は、人事委における證言で、「旭ヶ丘の教育は偏向教育であつた」と「斷言」してしまつた。「慎重」な不破教育長もまた、

『實は、私たちも、できれば偏向教育として處理したかつたのですが、その確證がどうしてもつかめなかつたのです。何しろあの學校では、何でも、全職員、全生徒の總意によつておこなうという形をとつてゐるので、特にあの三人を選んで處分する理由がありませんからね。』(週刊朝日・昭二九・五・二三)

と告白している。これが本音にちがいなし。しかし、旭ヶ丘では、ほんとに、「偏向」教育をおこなわれていたであろうか。この問題については、日教組や社會黨がモタモタしている間に、旭ヶ丘の中學生たちはさつさと解決してしまつてゐる。昭和二八年一二月、三教員の一人、寺島氏擔當の生徒たちは、事件の起つた直後の一四日の臨時ホームルームで、次のような討論をおこなつた(『入道』)。

「行事が多すぎ、それに映畫などの思想的なものが多く、出席にかかるわり、成績にひびく。」「父兄」ボスが流したデマ・ビラ

【前述】の文の大意)

——別に多くはないと思う。二學期にかたまつてゐるから、そうみえるのだ。映畫「禁じられた遊び」など、文部省スイセンだ。悪くはない。映畫鑑賞も、授業の一つだから、參加すべきである。文化祭は、年一回位だから、そう多くはない。

また先生から、「思想のない映畫はない」との参考意見。……

「授業中に革命歌などを歌う。」

——授業中に歌などたわいのない。數學や理科の時間に政治の話をしてもらうことはあるが、あんなのは生徒が頼むのや。

「教育の中立を言うものは政府の手先だとおしえる。」

——あの政黨はよい、これは悪い、と教えるようなことは、本校では絶対にない。

「生徒に政府を批判したビラをくばる先生がいる。政治は専門家にまかしておけ。」

——先生がビラをくばるのは、生徒にわたすのではなく、保護者にわたすのだ。いくらくばつても、政府を批判することは正しい。政治は専門家にまかしておけということだつたら、主権は人民にあるという社會科の教科書が、まちがつてることになる。……

「生徒會旗が赤だということを見ても、この學校は赤い。」

——そんなことをいえば、このフデベコは赤い、持主の君は赤だ、ということになりはしないか。

何と「大人」よりもよほどシッカリした「子供」たちではないか。ところが、その翌一五日、前述のとおり、旭ヶ丘の一部「父兄」ボスは、市教委に對して、旭ヶ丘の「偏向」教育に關する「陳情」をし、「聲明書」を發表した。市教委は、早速この文句を取りあげ、昭和二九年二月一日、旭ヶ丘中學校長に對して「勸告書」を送つた。その勸告のうちに、(1)學習の材料として、政黨又は政治團體の機關紙を使用する事は、教育基本法第八條第二項に反する恐れがある。(2)映畫鑑賞について、全體として一方に偏している。

とくいうような具體例も含まれてゐる。しかし、その(1)の機關紙の問題といふのは、單に、京都府教委が、二八年九月一五日、軍事基地反對の聲明書を發表し、この全文が「アカハタ」に掲載されたのを、旭ヶ丘の教員が、教室で読みあげたことを指してゐるにすぎない。また(2)の映畫鑑賞の問題とは、「原爆の子」「ひめゆりの塔」「雲流るる果に」「かに工船」「禁じられた遊び」「ひろしま」などの鑑賞が「偏向」している、といふのである。だが、旭ヶ丘では同時に、「シンデレラ姫」「世紀の祭典」なども鑑賞されてゐる。市教委側は、どういうわけか、これらのこととは、無視してしまつてゐるのである。右のような一部「父兄」ボスの「陳情」「聲明」があつたさらにその翌日の一二月一六日、寺島氏の學級では、保護者との懇談會がもたれた。その懇談の一部に次のようないふものがある(『入道』)。

保護者 「入道雲」三二號に映畫ひろしまの感想文がのつてゐるのが赤なら、映畫雑誌はみな赤だ。

保護者 本校に赤い先生がいるのではありませんか。

先生 赤いという意味が進歩的ということなら、これは相對的な言葉だから、本校にも他校にも當然いますね。

保護者 共産黨員という意味です。

先生 同僚が何黨員であるか調べる必要もありませんし、そういう個人的なことは聞きもしません。

ところで、旭ヶ丘中學には、一〇ヶ條から成る「綱領」がある。一般によく知られているとは思うが、重要なものであるから、せめてその目次だけでも引用しておこう。

一、祖國を愛しよう。二、民族を愛しよう。三、勤勞を愛しよう。四、科學を愛しよう。五、公共物を愛しよう。六、「仕方がない」をやめよう。七、しりごみをやめよう。八、いばるのをやめよう。九、ひやかしや、かげぐちをやめよう。一〇、ムダをやめよう。

この「綱領」は、一見、何の變哲もないように見える。しかし、それは、一八年七月、ホーム・ルームで生徒たちにより何回も討論されたあと、職員會議で決定されたものであつて、旭ヶ丘教育の筋金となつてきたものである。多くの學校には、「校訓」というものがあるが、そのほとんどすべては學校側によつて一方的に定められ、せいぜい自治會の「承認」を受けたものであろう。だが旭ヶ丘はそうではなかつた。しかも、この「綱領」をまじめに實踐することは、必しも容易ではあるまい。このように、旭ヶ丘は、自主的な、そして日常行動のみどりな學校であつた。京都大學の旭ヶ丘調査(森口兼二「旭ヶ丘中學問題に關する調査資料」)によれば、旭ヶ丘の父兄が、生徒たちに満足し好んだのは、その「自主性」と「明朗」であつた。ほかの調査(勝田守一編「旭ヶ丘教育の調査」)に對しても、旭ヶ丘のほとんどすべての教員は、この中學の教育の特色が、日常の行動を變化させたことにある、と答えた。こんなりつぱな中學が、全國を探してもほかにどれだけ見つかるだろうか。しかし、だからといつて、その教育が「偏向」しているとは、口が曲つてもいえまい。

はじめ「旭ヶ丘で偏向教育がおこなわれてゐる」と騒ぎまわつた、旭ヶ丘の一部「父兄」ボスや京都市教委福原委員長なども、昭和二九年四月一二日附の参議院文部委員会會議録一九號を見ると、委員から質問されて答に困り、あわてあためいて仲間われをするなどの場面もあつたくらいである。

「偏向」教育とか赤い教育などと鳴物いりで宣傳されたが、しらべてみれば實は何でもないことであり、かえつて良心的な教育だつたといふのは、單に旭ヶ丘中學事件のみではない。軍事基地、岩國で問題化し、旭ヶ丘事件などとともに教育二立法を制定させる動機になつたといふ、「山口日記事件」も、そうである。この事件は、生徒日記の欄外に教員の書いた指導文が、反帝親ソの思想教育だ、といふのである。ところが、この日記で問題になつた部分は、主に『少年朝日年鑑』という文部省推薦圖書および文部省検定済の昭和二九年度用中學校社會科教科書によつて、書かれたものである。そのことは、すでに、教員組合側で立證している。この日記事件では、「偏向」教育だといふ宣傳が、事實無根であるばかりではない。欄外にわざわざ指導文を執筆するとは、何といふ親切な先生であろうか。「大學」教師のうちに、それほど親切な人が何人いるだろうか。

ここで、教育の「偏向」またはそれに對する教育の「中立性」ということについて、一言しておきたい（この問題にさしあたり、別冊法律時報『教育二立法』、思想一九）、あの惡名の高い教育二立法の審議にさへして、大達元文相は、五五・八『今日の教育』特集などが參照に價いする）。

『教育の中立性ということは……教育内容のことをいつていて、教育行政や文教政策の中立性ということをいつていて、政黨政治であるが、それ政局を擔當する政黨が、國家のため最も必要であると考える政策を推進することは當然であつて、文教政策もまたその一つにすぎない。』（衆院文部勞働連合審査會議録一號）

と強辯している。つまり、政治權力といえども、教育「政策」の「黨派性」は認めざるをえない。しかも、この黨派性の上に教育「内容」の「中立性」を強調するのである。しかし、これは、とんでもない詭辯にほかならない。なぜなら、教育政策が教育内容を規定することは、あまりにもハッキリしているからである。現に、反動的政治權力の文

教政策は、教育二法律などを武器として、教育内容の選擇を黨派的に強要している。このことは、旭ヶ丘事件をはじめとする「偏向教育の事例」をよくしらべさえすれば、いつそうあきらかになる。「偏向」教育事例のうちに、保守的・反動的なものが一つでもあるだらうか。進歩的なもの、當然きわまるものばかりではないか。こうなると、教育内容の政治的中立性という要求自體が、すぐれて政治的・政策的・黨派的なものとなり、現實には教育内容を反動的なものあるいはナンセンスに偏向させるといふ効果しかもたない。だから、教育内容の中立性を強調するのならば、文教政策の中立性を否定するのは、ひじょうにおかしいことになる。それとともに、教育の政治的中立性や教育二法律の問題に對決する場合、われわれは、まず教育基本法と憲法にさかのぼつて考えなければならぬ。教育基本法の前文および一條は、現行憲法下の教育の目的を定め、それが「個人の尊厳を重んじ、眞理と平和を希求する人間の育成を期すること」にある、とうたつてゐる。この教育の目的を達するために、同法一〇條は、「教育は、不當な支配に服することなく、國民全體に對し直接に責任を負つて行われるべきものである」と規定している。日本國憲法が、平和と民主主義とを基調にしていることなどは、いまさらいうまでもあるまい。そもそも、教育の中立性という歴史的概念は、教育が、社會の發達と人間の幸福とに奉仕しなければならないのだから、政治權力からできるだけ獨立であるべきだ、との要求から生じたはずである。だから、この中立性の問題は、實は、歴史と社會と人間に眞剣に對決するといふ態度まで、さかのぼつて考えねばならぬのである。

教育の中立性についての大連式・自由黨式詭辯は論外だとしても、「學者」のうちにも次のような議論をする人がある。尾高朝雄・教育の政治的中立性（ジュリスト・昭二九・三・一五）は、けつきよくは、教育二立法に反対しながらも、他方、センセイシヨナルな文句で、左のようなケチをつけてゐる。『プロレタリヤ革命黨が、議會民主制崩壊の必然性を信じ、議會主義の下に包容されている一切の「日和見政黨」を内心では「敵」と考えつゝ、表面では巧みに議會民主主義の建前とする自由と寛容とを利用して、教育をそのいわゆる「階級意識」の醸成の具に供しようと企てることもまた、教育に對する「不當な支配」「教育基本法一

○條」であることをまぬがれない。』『「ファッショ化への抵抗」のために教職員組合の組織力を利用するといふことになれば、敵蕭な教育の場は、尖銳化した政治抗争の土足にふみにじられてしまうであろう。それは、教育の政治的中立性を守るという目的とは、およそ正反対の結果を招くことでしかあり得ない』と。

それでは、この「學者」は、『プロレタリア革命黨』や『階級意識』や『ファッショ化への抵抗』や『教職員組合の組織力』を、「敵」と考えるのであるうか。自分の利害の都合次第で右往左往する「日和見政黨」を味方と考えるのであるうか。このような意見は、眞剣に問題を考えないで、政治権力側・『教職員』側のどちらにもいい顔をしようとする、「ケンカ兩成敗」の論理である。それだけではなく、けつときよくは、「學者ヅラ」・「教育者ヅラ」をして、「偏向教育の事例」や「教育の中立性」を宣傳する政治権力側に援護射撃をおくり、まじめな平和教育運動に水をぶつかけるものにはかならない。右のような議論に對しては、『教育に対する「不當な支配』とか、『教育の政治的中立……とは、およそ正反対の結果を招く』というような文句が、そつくりそのまま當てはまるのではあるまい。

要するに、旭ヶ丘中學では、教育の「中立性」を侵すような「偏向」教育がおこなわれた、という事實はどうしてもみ出しができない。そして、わたくしも隨所で指摘しているとおり、旭ヶ丘の三教員が、特に「偏向」教育をしたというのもまったく無根の事實にすぎない。この無根の事實にもとづくことのハッキリしている、三教員の轉任處分は、憲法一四條(平等)、地方公務員法一三條(平等取扱)の精神に違反するものといわなければならぬ。もし「偏向」違法な轉任處分を基礎としてなされた懲戒免職處分もまた、同時に違法なものといわなければならぬ。または「中立性」が問題になるのならば、違法かつ不當な「補修學校」を強引に始めたような、市教委側や、汚職に血道をあげ憲法違反の指揮權を發動したような、當時の政治権力側こそ、かえつて「偏向」したのではないか。旭ヶ丘事件の裁判官は、このよくなことに気がつかなかつたのであらうか。それとも、裁判官自身が、「偏向」し、「中立性」を侵したのであらうか。三教員側は、轉任を拒否した理由につき、裁判所で、

者としての良心にも反するので、これを拒否し、從來どおり旭ヶ丘中學校に勤務していたのである。』

とのべている。また、昭和二九年五月九日附の朝日新聞には、右の陳述を説明するかのような北小路氏（三教員の一人）の主張が報道されているから、これを引用しておこう。

『一部には市教委の決定には無條件で従えとか、轉任先でも平和教育はできるだらうなどという人もある。しかし、『偏向ク』といふような悪意の中傷を浴びて……いる時に、……轉任させられたとなつたらどうですか？ ああやつぱり旭ヶ丘は『偏向ク』してたんだ……ということになるじやありませんか。……私たちは、旭ヶ丘で、戦争してはいけない、平和を守れと教えた。……そして物事は徹底的に考え、討論し、納得のいかぬことにウヤムヤに従つてはいけない。それが民主主義だと教えてきた。この私たちがいま平常の言葉を裏切つて不當な轉任に従つたら、子供たちはどう思います？……私たちは子供たちを裏切りたくない、教育と人間えの信頼を失わせたくない、という氣持で一杯です。』

(iv) 旭ヶ丘の政治問題

次に、「偏向」教育の問題と三教員の轉任處分とは、何らかの政治的意圖から出たのではないか、という問題について、その事實を紹介してみよう。

第一に、準備書面によると、旭ヶ丘の一部「父兄」ボスは、旭ヶ丘の人事問題に干渉するため、一方的に「偏向」したねらいをもつて動いたことが、ハッキリしている。たとえば、三教員の轉任處分發令後の、昭和二九年四月中頃、一部「父兄」ボスが、「旭ヶ丘を憂うる會」を結成、その席上、

『旭ヶ丘には三人だけではない。もつとモノすごい赤の教員が多くいる。ここ一・二年のうちに全部分散しなくてはならない。それが實現するまではこの會を解かない。』

とスゴンだ提案をして、これを決議した。このことは、多くの同席者が告白している。また、同年夏、旭ヶ丘事件後、神崎清氏が、旭ヶ丘父兄會副會長に、

『今、Fさん「「父兄」バスの一人」に會つてきたが、Fさんは、「旭ヶ丘の教員を一・二年かかつて變えようと思つていたのに、案外早くラチがあいて、やれやれと思つてゐる」といつていましたよ。』
と語つた。

第二に、このような一部「父兄」バスは、市教委側とたえず連絡して、氣脈を相互通じていた。裁判所での福原證言によれば、彼らは「今でも碁ぐらへはうちにつくる」という。また、準備書面によると、F氏（一「父兄」バス）の家には、事件當時、市教委の車がしそつちう通りつていたと、ごく近隣の人が話している。事件の前後を通じて、一部「父兄」バスが、度々市教委に出入りしていたことも、あきらかである。さらに、市教委側からも、一部「父兄」バスに對して、常に働きかけている。その一例として、傑作なのは、福原委員長が、昭和三〇年春頃、旭ヶ丘父兄會長K氏に、『静かにしてくれ。生活費は保障するから頼む。あなたが動くと、人事委員會公判のほうにも都合が悪い。來年の四月の選舉にも都合が悪いから、それまでじつとしていてくれ。』

と「依頼」したことである。良心的なK氏は、もちろん、これを拒否していく。福原氏は、事件當時、不破教育長にも、「この人事を成功させたら、助役に推薦してやろう」と約束したという。この不破氏は、後述のように、福原氏とともに長い間「地下」にもぐり、京都市會文教委員會から警告されたくらへ、福原氏の影の形にそういう行動をとつてゐる。

第三に、このような一部「父兄」バスと地方行政權力との結びつきだけではなく、もつと大事なことは、それらと中央政治權力との結合である。二八年四月一五日、三教員の一人、北小路氏が、參議院文部委員會證人に出た時、毎日新聞のカメラ記者が、同氏に、

『今、Fさんが、大臣室で、文部大臣と食事をしていましましたよ。』

と知らせた。日教組中央執行委員もまた、その時、北小路氏にこう告げてゐる。

『一三日夜、東京新聞記者が、多數詰合つた時、大達は、五月の初め頃に三人を首にするように福原へ指圖するだろう、といつていた。』

また、二九年六月はじめ、當時の吉田自由黨首相は、三教員が京都地裁に申請していた「處分執行停止」の件につき、異議を申立て、これを却下させようとした。その頃、福原委員長は、東上して、當時の大達文相に旭ヶ丘の事情を説明し、その打ちあわせをしている。また、I指導部長・不破教育長も、三〇年はじめから東上の都度、文部省に状況を報告し、いろいろ打ちあわせをしている。教育二法律の修正可決直後の京都新聞によると、二九年六月六日『東上、文部省、議會教育關係者らを歴訪』して歸任した福原委員長は、

『議會關係者の話を總合すると、教育二法案はこの「旭ヶ丘」問題に大きく刺戟され、同法案實施にも數々の利點を與えたようだ。』と明言している。また、不破教育長は、朝日新聞記者と次のよくな問答をしている（同紙・昭二九・一二・一五）。

記者　吉田内閣からも大分激勵されたり、ほめられたとかいううわさですが？

不破　……そりやあ大達文相なんかに報告だけはしましたがね。

ところで、最近の刑事事件のうちには、はじめから政治的意圖に出ているものがきわめて多い。

その一例をあげてみれば、松川事件が起つた直後、當時の増田自由黨官房長官は、三鷹事件などをも含めて、「今回の松川事件は、從來にない兇惡犯罪である。三鷹事件をはじめとして、そのほかの各種事件と思想的底流においては同じものである」と発表した。松川裁判の検事も『被告人等がかかる行爲をなすに至つたのは、労働運動の取締及び被告人等の職場敵意に不満を持つていたためである』ときめつけ、松川判決もまた、『吉田内閣の行政整理政策に對する報復手段を兼ね、警察當局に對する反撃として何等かの事を引起さんとするの意圖を抱くに至るものもあり』と斷定している。

それだけではなく、「學者」と稱する人も、三鷹第一審判決について、次のような「雜音」（田中耕太郎氏のことば）を出した。

『事件の起つた昨年（昭和二四年）の七月前後は、八月危機・九月危機などといううわさが亂れとんで、物情騒然たる時期であった。……よしんば無人電車を暴走させたのが竹内被告の單獨行爲であつたとしても、それがそれ以外の背景的人物との關連性を全

くもつていなかつたということは、特別の政治的立場に立たないかぎり、何人も容易に信じがたいところであろう』（尾高朝雄・法律のひろば・昭二五・一〇）。

わたくしには、いまさら、以上のような無責任な「雑音」に「耳をかす」だけの暇のもちあわせはない。こうした「雑音」をがなりたてる人は、せめて法律時報・昭二九・七の松川特集、廣津氏の『松川裁判』、戒能氏による一連の裁判研究くらいは精讀しても悪くはないであろう。

民事々件としての旭ヶ丘事件も、他のほとんどすべての「偏向教育の事例」と同じように、政治的意圖から出たケースの例外をなすものではない。旭ヶ丘の三教員の處分には、下は一部「父兄」ボスをはじめとして、上は時の文相や首相等々、そして基本的にはその教育政策を支配するアメリカ権力にいたるまで、ありとあらゆる戦争勢力が加擔している。これは、政治権力による教育の「不當な支配」として教育基本法一〇條に違反するものといわなければならぬ。旭ヶ丘の裁判官もまた、政治権力の彈壓に屈したのであろうか。

(註) 「偏向教育」の宣傳が政治的意圖から出た他の事例に、「山口日記」事件がある。この場合、かつて山口縣の教育委員をした一議員は、「偏向事例」の審議のための證人として、「問題は縣教育委員會と縣の教職員組合との感情の對立」ということが根本になつてゐるようだ。また、地方の教育委員のメンバーをみましても大半が自由黨員であります。ですから私はこのような人たちが、その立場で、この教材が中立を缺いているとか缺いていないとかいうことを判断することは、非常にあぶないことであつて……」とのべている。ここでも、教育委員會の判定の黨派性がみられる。

四 あとがき

1 旭ヶ丘裁判にあらわれた論點以外の一・三の法律問題

以上、わたくしは、「教育と裁判との一焦点」を考えるにあたつて、中心を旭ヶ丘中學校事件第一審判決批判におきながら、教育の政治的「中立性」や最近の刑事裁判の問題にもふれてきた。この旭ヶ丘判決では、第一に、非

「公開」の教育委員會でなされた三教員の懲戒免職處分の効力、第二に、校長の或る種の「内申」にもとづき教育長が専斷した三教員の轉任處分の効力、が問題になつてゐる。わたくしとしては、判決の第一點に關し、ある程度、つまり判決の「結論」には賛成し、第二點には、反対するほかはなかつた。だが、旭ヶ丘事件には、この判決で示された點のほかにも、いくつかの法律問題が含まれてゐる。そこで、次に、こうした問題點を考えてみようと思う。

(1) 「休校宣言」について 昭和二九年五月八日、三教員側と市教委側との「鬭争」の真最中、旭ヶ丘の當時の校長K氏は、旭ヶ丘の全教職員に對して、「休校宣言」の通知を出してしまつた。この校長は、その前日には、『(1) サロンに出入りして教師としての面目を汚した。(2) 三教員と平和を守ることができなかつた。(3) 自主的行動を第一義とする中學生の指導者として不適格だ。』

という理由で、辭職願いを出していく。このうち「サロンに出入して云々」というのは、サンデー毎日(昭二九・五・二三)などによれば、新學期懇談會の後、若い教師たちを「二次會」につれてゆき、酒で「買收」しようとしただけではなく、何とストリップの「奥技」を實演し、「女遊び」に誘おうとしたことを、指している。

それはとにかく、法律問題としても、校長が「休校宣言」の通知をするためには、學校教育法施行規則四八條にいわゆる「非常變災その他急迫の事情がある」ことが絶對に必要である。ここで「急迫」というのは、教育委員會にはかることのできないほど急いでおこなはなければならないといふ場合である。だから、旭ヶ丘のK校長が、右に當るような事態がなかつたにもかかわらず、休校宣言をしたことはまつたく違法な措置といふほかはない。

(2) 「地下」にもぐつた市教委側 不破教育長と福原委員長は、二九年四月始めから約一ヶ月間、「共產黨」のよう、「地下」にもぐつてしまつた。讀者のうちにも記憶している方があらうが、京都の一、二の地方新聞は、「雲隠れの内幕」「だらしない『教育委』」の見出しで、また「『何ごとかを畫策』の印象、『市内某所』を好む兩氏」という小見出しつきで、記事を出した。そこには、

『不破、福原兩氏らが何處かで會合し、何事かが相談されている』、「報道陣に對してもそして同じ教委の同僚に對してもカーテンを閉めている。』

ことが指摘されている（昭二九・五・九付夕）。このため、單に事務が滯つただけではない。市教委側との間の話しあいで問題を解決しようとする三教員側の望みは、斷たれた。特に、四月十九日、市教育長名で、市教委事務室の入口に、旭ヶ丘問題に關する公式の一さうの面會・談合拒否の掲示がなされて以後、交渉の見込は、まつたくなくなってしまった。市教育長と府教育長との連絡も、不可能であつた。このことは、市會文教委員會からも、警告されたらしいである。

前述の「休校宣言」をした校長といひ、この「地下」にもぐつた市教委側といひ、たいへんな教育關係者もあつたものだ。そうした所業は、政治屋が、再軍備や汚職に血道をあげるかわりに、國會開期中に居眠りばかりしてゐるのと同斷で、「義務の放棄」（法律用語？）とさうほかはない。

「義務の放棄」は、「教育」問題だけではなく、「裁判」にもみられる。最近の最高裁民事判例集を讀んでみると、最高裁の判事諸公が、どんなに勉強していないかといふことがよくわかる。

また、三鷹最高裁判決一つを例にとってみても、それは、昭和二九年一二月二二日（判決延期）から三〇年六月二二日（言渡し）まで、六ヶ月間も、最高裁の金庫の中で無爲に居眠りをしていたらしい。三鷹裁判では、もつと重大な義務放棄がある。竹内被告を死刑にせよ、という多數意見に加擔した八人の判事は、當然聞くべき口頭辯論を開くことをサボリ（刑訴四三條一項、四〇八條をみよ）、憲法違反の疑いのある第二審判決をいとも簡単に認めてしまつた（憲三一條、三七條一項・二項をみよ）。これ以上の「義務怠慢」があるだろうか（裁判官彈劾法二條をみよ）。

旭ヶ丘事件の真最中に市教委側が「地下」にもぐつたことは、單に教育倫理の問題にとどまらない。一九年四月始めてから五月五日の違法な懲戒免職處分にいたるまでは、ただの一回の教育委員會も開かれなかつたのである。これは、教育委員會法三五條（毎月一回の定例會）違反の疑いがあるといわなければならぬ。

(iv) 「二つの学校」について 一九年五月一日、教育長側は、ついに、教育史上最初の「補修学校」を強引に開始し、旭ヶ丘を「二つの世界」ならぬ「二つの学校」に分裂させてしまった。この教育長側の「補修学校」がどんなにデタラメなものであつたかということについては、すでに多くの紹介がなされているので、ここでは詳しくはふれないのであろう。要するに、教育長側は、生徒を旭ヶ丘にゆかせないで、「補修学校」に向わせるために、町内ボス・警察・暴力團等々、ありとあらゆる暴力機關を総動員したのである。

たとえば、旭ヶ丘事件では、「補修学校」ゆきのバスの発進所において、暴力團が石を投げ、ステッキをふりまわした。警官も、家庭訪問をして、弱い父兄に壓力をかけた。生活に苦しむ父兄には金がバラまかれた。

このような「ムチと餉」は、最近の刑事事件で、昔ながらの悪どい拷問によつて、被告の自由が引きだされているという多くの事實を、われわれに思いおこさせる。松川・八海・三鷹などの諸事件でも、こうした事實がみられる。その一例をあげると、松川死刑判決の決定的なよりどころとなつた、「赤間自白」では、たとえば、赤間被告に對して、警察で調べにあたつた一警視は、「お前はある女性を強姦したから、重罪にしてやる。それを皆の前で實演させてやる」といつて強迫し、その女性の「調書」なるものを見せた。しかし、その女性は、偽の調書をつくられたことを第一審でのべている。當時わずか一九歳の赤間被告は、朝から夜中まで、一週間以上も、「ムチと餉」で責め立てられ、しかもペテンの調書をつけられて、ついにうその自由をさせられたのである。これは、中世封建時代の「魔女裁判」の復活であろうか。しかも、その赤間自白が、事實とどんなにくい違つてゐるのである。旭ヶ丘の教員は、平和、平和といつてゐるが、平和は、戦争によつてかちとるべきものである。君たちが

その上、旭ヶ丘事件では、「補修學校」のために、ものすごい赤字財政の京都市が、三八〇萬圓にものぼる金を、湯水のように使つてしまつた。しかも、補修學校で、教育長側は純眞な生徒たちに何を「狂育」したであらうか。一回二〇圓というスケートを只でやらせて「汚職」の味を覚えさせようとしただけではない。福原委員長は、生徒に對して、「旭ヶ丘の教員は、平和、平和といつてゐるが、平和は、戦争によつてかちとるべきものである。君たちが

大きくなれば満洲や朝鮮をとり返さなければならぬ」という「本音」をはいてしまつたのである。

大見栄をきつたつもりか、ついウツカリしたのか、とかく、すぐに「本音」をはく奴は、チンピラにきまつてゐる。いつまでもチンピラで終りたくないければ、少しは「親分」の猿真似をして、一枚舌でもつかうがよい。「再軍備はいたしまシエん」という吉田前首相のように、また「原子ロケット砲も、中共貿易も」という鳩山現首相のように、である。もちろん、われわれ國民は、そんなタワイもない一枚舌にたぶらかされるほどバカではないが。

「二つの學校」の法律問題としては、教育長が、市教委にはからないで、勝手に「補修學校」を設けたことが問題になる。つまり、前に述べた、教育長の専斷による三教員の懲戒免職處分の問題とよく似てゐる。市教委通則二二條一項一七號によれば、「異例に屬するもの」あるいは「特に重要なもの」は、市教委が教育長に委任することができない事項ということになつてゐる。しかも、この補修學校の設置は、同通則二三條にいわゆる「急施を要する場合」にも當らないのであるから、その意味でも違法なものといふほかはない。

2 その後の旭ヶ丘

以上で、旭ヶ丘中學事件の法的問題點をおよそあげることができたのではないかと思う。それでは、旭ヶ丘の嵐（「嵐ヶ丘」）がやんだ後、この學校は、いつたいどうなつてゐるであろうか。前掲・小川論文は、この點をだいたい正確に報じてゐるようと思われるが、わたくしも、わたくしなりに、「その後の旭ヶ丘」に關してまとめておこう。

三教員は、教職から追放されそうになり、残りの四〇數名の教員も、みな轉任させられ、新しい先生によつて、旭ヶ丘ではいま静かな授業が續けられている。學校當局としては、生徒たちに對する新しい「指導」を徐々に強め、生徒會活動に對する學校當局からの「委任」を漸次に制限しつつある。その一例をしめすと、學校側の「指導」のものと、生徒大會の議題が、「時間の關係」で削られ、新聞の發行も、停止されている。その結果は、生徒會や新聞に對する生徒の關心を低くさせ、三Sえのヨリ強い興味を生徒にうえつけてゐるようである。一部「父兄」ボスの「旭

ケ丘を憂うる會」もまた、卑劣な暗躍を断つたわけではない。「お金のかからない明るい學校」という父兄の悲願も、ふみつけられているようみえる。旭ヶ丘中學は、いまや、先生の集りという意味では、ごく平凡な學校である。

一方、旭ヶ丘事件は、たたかいをやめようとしない市教委側からの控訴によつて、いま大阪高裁にけいぞく中である。悪名の高かつた自由黨前政府は、野たれ死にの置きみやげに、教育二法律を暴力的に制定した。徴兵制を含む憲法改悪案も、國民の意思を無視して検討されている。日本の權力とアメリカとの戦略的關係も、底しれない泥沼に入りこみつつある。しかし、このような動きと同時に、他方、日教組は、昭和二九年度の札幌大會において、旭ヶ丘の支援を満場一致で決議し、海外えのアッピールを試みた。旭ヶ丘事件に登場したチンピラ・ボスの一部も、教育界からしみだされていて、「綴方教師」の地味ではあるがまじめな實踐をはじめとして、「國民教育」のトモシビも消えてはいない。「防衛」閣僚懇談會や憲法改悪策を阻止しようとする抵抗も、さほど弱くはない。アメリカ帝國主義も、國際的にますます孤立化しつつあり、平和的共存の努力も、ジュネーブ會議以後、急速に進展している。

こうした最近の明暗両面は、「裁判」にもみられる。暗黒裁判の例としては、松川・八海などの刑事裁判のように、自白以外に「證據のない裁判」、裁判官の「多數の暴力」による裁判がある。「多數の暴力」といえば、三鷹事件最高裁判決は、多數意見八、反對意見七という、まことにキワドい多數決によつていて。しかも、多數説の八人のうち、二人は單なる「ならび大名」にすぎない。しかし、「裁判」も、こういつた暗い面ばかりもつていてはならない。現に、三鷹裁判では、部内から「叛亂」を起して、いわゆる「世間」からならぬ本舞臺から「雜音」を出した、七人のヒューマニスティックな裁判官もいるし、吹田黙とう事件では、國會訴追委員會の「雜音」に對し、「キゼンとして」裁判の獨立を守ろうとする、良心的な裁判長もいるのである。

このような動向の中で、旭ヶ丘の平和のトモシビもまた、消えたわけではない。最後まで學校を守りぬいた生徒・父兄・卒業生たちの「旭ヶ丘を守る會」は、旭ヶ丘教育を守るために團結している。「ガリ勉」に對する旭ヶ丘の生徒らしい抵抗は、「ホーム・ルームへ、身近な問題を」というスローガンによくあらわれている。生徒たちは、いま、

良心的な先生とともに、いきいきとした平和と民主主義を守り、育てようとしている。

ああいつまでも手をつなぎ 心ゆたけく すこやかに 學びにはげむ わが友よ 緑あふれる あこがれの

旭ヶ丘に 光あれ 旭ヶ丘に 光あれ

これは、三教員の一人、寺島氏の作った旭ヶ丘中學校歌の一節である。旭ヶ丘のトモシビは消え去るであろうか、燃えつづけるであろうか。それは注目すべき今後の問題なのである。

【おわりに】 (1) 以上、わたくしは、旭ヶ丘中學事件第一審判決批判を中心として、他のいくらかの「裁判」や「教育」の問題にもふれながら、「教育と裁判との一焦点」を考えてきた。わたくしが旭ヶ丘裁判を取りあげたのは、わたくしが京都に住んでいるという事情にも、もとづいている。そこで、わたくしに次のような提案がある。日本全國各地には、ずいぶんたくさん法律家が住んでいるはずであるが、その法律家のすべてが、それぞれの地方の裁判所にかかる顯著な事件を、一つづつでも批判してみたらどうだろう。それは、同巧異曲の教科書類にさらに自著を加えたり、横文字を縦文字に直したりする時間を、ほんの少しだけ削ることによって、學界や法曹界に何ほどかの貢獻をするのではないか。(2) この論文の執筆に際しては、わたくしのゼミナールや教育實習講座に出席している一部の諸君が協力してくれた。ことに堀江和宏、宮本忠光、森迫重幸、大井帝(いづれも同大・法四)などの諸君が獻身的な協力者であった。記して感謝の氣持をあらわしたい。(3) きょう、八月六日、不破治氏は、京都市教育長をやめて、觀光局長に「出世」した。それとともに、きょう一九五五年八月六日は、「鬼畜」アメリカが、日本のヒロシマの地に原爆を投下し、無辜の日本人を大量虐殺して、「あれから一〇年」の紀念日である。わたくしは、いまさらながら、世界の平和教育を守る人々とともに、原水爆ファッショニズムおよび植民地的軍國教育に對して、腹の底からの悲しみと噴りとを禁じえない。平和と國民教育との誓いを新たにしつつベンをおくことにしよう。

〔附記〕 (1) 本稿では、行政事件訴訟特例法や労働法と旭ヶ丘事件との關係については、ふれることができなかつた。特に、行政法學者のご意見をうかがいたいものだ。(2) 朝日新聞(夕刊)八・二三によれば、日本民主黨は、このほど、「憂うべき教科書問題」というパンフレットを刊行した。そこでは、「偏向教育」や「日共と日教組の活躍」が問題となつてゐる。だが、「憂うべき一は、日教組や日共を中傷する民主黨の「活躍」ではあるまいか。「教育の焦点」がまた一つ増えた。